

廃棄物処理分野に特化し、 静脈産業を陰で支える行政書士事務所

■ 高橋環境法務事務所

廃棄物処理法など、関連各法の改正が続く廃棄物処理業界。しかしその実、めまぐるしい変化について行けず、業に携わっていながらも「法律を知らなかった」という廃棄物処理業者も多いという。そんな“弱者”の味方になりたいと考え、サービスを展開する行政書士法人高橋環境法務事務所にお話を伺った。

埼玉県熊谷市に事務所を構える「高橋環境法務事務所」は、平成9年に設立され、廃棄物処理業に特化した行政書士のサービスを提供している。

一見、廃棄物処理とは関係の薄そうな行政書士。しかし、廃棄物処理業を行うには様々な手続きや許可が求められ、そこで行政書士の力が必要とされる。実は、廃棄物処理業界と行政書士は、切っても切り離せない関係にあるのだ。

所長の高橋利行氏が行政書士を目指したのは、あるきっかけがあった。

高橋氏が埼玉県に勤務し、環境部に所属していた平成5年4月、とある案件で逮捕者が出た。逮捕されたのは収集運

搬業者で、回収した廃棄物の処理を無許可処分業者に委託したことによる逮捕だった。そのとき、逮捕された収集運搬業者の社長の奥さんに、「法律をよく知らなかった。どの業者に委託をすれば安心なのか、誰か教えてくれれば良かったのに」と言われたことがあったという。

この一件は高橋氏の心に焼きついた。許可を得て廃棄物処理業に携わっていながらも、自分たちの業界に最も関わりのある廃棄物処理法のことを知らない業者が存在するという事実には衝撃を受けたと同時に、そうした、零細で法律等を熟知していない企業の人たちの力になりたいという思いを抱くようになり、行政書士の資

格試験を受験。資格取得後、数年の公務員生活でさらなる経験と人脈を築き、平成9年の事務所設立と相成った。

その後、元都市銀行員で行政書士と社会保険労務士の資格を持つ大山太樹氏をスタッフに迎え、平成16年2月に高橋事務所の附属的な社会保険労務士事務所として「大山労働法務事務所」を設立、さらに平成16年10月には行政書士事務所を法人化し、「行政書士法人 高橋環境法務事務所」として現在に至っている。

経験に裏打ちされた トータルサポート

高橋環境法務事務所では、業務開始当初より、サービスの提供分野を廃棄物処理に絞っている。

「たとえ開業しても、何か目玉となるものがなければ淘汰されて生き残れません。自分でできることは何かと考えた時、やはり県庁時代に培ったノウハウを活かすことのできる産業廃棄物しかない、と思ったのです」と高橋氏は振り返る。

まずは公務員時代に関係のあった企業に営業をかけ、サービスを提供していく



所長 行政書士
高橋 利行 氏

「業界にいながらも、法律を十分に理解されていない方は多いと感じています。少なくとも経営陣には熟知していただきたい。そのためのお手伝いをしたいと考えています」

ことでスムーズに業務をスタートすることができた。そこから口コミで仕事の輪が広がり、現在の顧客は、年間で収集運搬業が約200件、中間処理業は約20件を数える。現在、大山太樹氏と職員4名の合計6人体制で業務を行っているものの、それでも処理しきれなくなりそうなほどの盛況を博しているという。他の事務所と差別化を図るために、具体的にはどのようなことを行っているのだろうか。

大山氏は、「我々は、今までに培ってきた知識をもとに、土地の選定や処理機械の選定のみならず、機械の置き場のレイアウトを含めたトータルサポート的なアドバイスを行っています」と語る。近年、処理能力を超えた搬入から不法投棄に至るケースが増えているため、許可申請時に機械の構成や業務のフロー図、処理能力までを明記して書類を提出しなくてはなくなっている。そのなかで最も重要なポイントは、実は機器の配置レイアウトなのだという。

「許可を取るには、言葉は悪いですが、役所の指示通りにやっていたら取れてしまうという面がある。しかし実際は、いかに効率的に業務を遂行できるかが重要。機器のレイアウトを後から変更しようとすると、基礎から打ち直しをしなければならないなど大がかりな工事が必要になってしまう。そのため、多くの廃棄物処理業者を見てきた経験をもとに、事前にアドバイスを行っているのです」

このように、単なる代書だけでなく、顧客にコンサルティング的なアドバイスを

行っている点が、高橋環境法務事務所の大きな特徴なのである。

二人の知識と経験をフル活用した「総合コンサルティング」

高橋氏は、ここ数年で廃棄物処理業者の意識が次第に変化し、不適正な処理を行ったら自分の首をしめることになるという考えが行き渡ったように感じているという。

「これからの廃棄物処理業者は、リサイクル型施設に移行していかないと生き残ることは難しいと考えています。しかし、業界の大部分を占める中小規模の企業が設備投資に取り組むことは、なかなか難しい。それでも、やらなければ生き残れないというジレンマがある」(高橋氏)

また一方で、この業界では労務管理をするという発想がまだまだ行き渡っておらず、事故の重さが突出して大きい。労災保険や社会保険への加入率も目立って少ない。そのため、良い人材が労務管理のしっかりした企業に定着する傾向が顕著になり始めている。

「これからは、労務管理をきちんと行わなければ良い人材を得ることができず、会社の存続にも関わってきます。許可申請を済ませて終わり、ではなく、その後の通常業務や労務管理まで、見ていくことができれば、と考えているんです」と大山氏は語っている。

移り変わりの激しいこの廃棄物処理業界において高橋環境法務事務所が目指すのは、高橋氏の豊富な知識・経験をフ



行政書士 社会保険労務士
大山 太樹 氏

「いきなり法律を100%熟知することは、確かに難しいかもしれませんが。それならば、まずはマニフェストや契約書などの文書に残る部分から、徐々にきっちりと取り組んでいくことが効果的だと思います」

ルに生かしたプランニング的アプローチと、大山氏の元銀行員・社会保険労務士の資格を生かした経営コンサルティング的アプローチの2本柱からなる「総合コンサルティング」だ。

業界大手の企業では、ここ2~3年の間に人事制度や規則類の不備を是正する動きが出てきており、向こう5~10年で、この流れはもっと大きなものになると考えられている。また、法改正も繰り返し行われ、規制も厳しくなっていくはずだ。

高橋氏は、「まずは私たち高橋事務所を使っていただきたい。お付き合いをしていく中で感じていただけるメリットが、必ずあるはずです。私たちを最大限に使っていただくなかで、良好な関係を築いていければ、と考えています」と熱く語った。